

# 国民健康保険料(税)軽減の対象期間について

非自発的失業者(注1)については、  
 離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで、  
 失業者の所得のうち給与所得を30/100として国民健康保険料(税)を算定。

※ ただし、再就職して健康保険に加入する場合はその時点まで

H21年4月

H22年4月

H23年4月

H24年4月

対象期間 離職日	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
H20年度以前	離職日 H20.4.1~H21.3.30	離職日 H21.3.31	22年度末まで 施行日 H22.4.1		
H21年度	離職日 H21.4.1~ H22.3.30	離職日 H22.3.31	22年度末まで	23年度末まで	
H22年度以降	対象期間(注2)は により表わされ、 そのうち施行日以降で赤く 塗り潰された期間において 保険料(税)が軽減される。	離職日 H22.4.1~ H23.3.30	23年度末まで	24年度末まで	24年度末まで

(注1)非自発的失業者：雇用保険の特定受給資格者及び特定理由離職者。

(注2)対象期間：離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで。